

- 死亡時画像診断に伴う公費負担制度及び死亡時画像診断の委託に伴う画像等が記録された電磁的記録媒体の受領要領等について（通達）

（平成 31 年 3 月 25 日付け通達香搜一第 53 号）

刑事訴訟法に基づく代行検視、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づく死体調査（以下「調査法」という。）及び犯罪死体検証等におけるコンピュータ断層撮影検査（以下「死亡時画像診断」という。）については、「死亡時画像診断等に伴う公費負担制度等について」（平成 30 年 11 月 9 日付け香搜一第 219 号）に基づき運用しているところであるが、同制度を利用して死亡時画像診断を委託した場合における診断結果等の画像等（以下「画像等」という。）を記録した電磁的記録媒体を医療機関、又は医師等（以下「医療機関等」という。）に依頼し、これを受領し保管する要領について、必要な改正を行い、平成 31 年 4 月 1 日から運用することとしたので誤りのないようにされたい。

## 記

### 第 1 死亡時画像診断の公費負担制度

#### 1 費用区分

##### (1) 国費支出

検視規則第 5 条の規定による検視（代行検視）における死亡時画像診断

##### (2) 県費支出

ア 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第 5 条（検査）第 1 項及び第 2 項に基づく死亡時画像診断

イ 刑事訴訟法の規定による検証又は犯罪捜査規範の規定による実況見分の対象となる死体に対する死亡時画像診断

#### 2 実施基準

次の要件を満たした場合のみ支出する。

##### (1) 捜査第一課検視官が死因究明のため又は解剖要否の判断のため等に必要があると認めた場合

##### (2) 警察側から医療機関等に対し依頼して実施した場合

#### 3 費用の支出対象

死亡時画像診断を実施した医療機関又は医師（技師）

#### 4 実施要領

##### (1) 高速道路交通警察隊又は各警察署（以下「実施所属」という。）において、死因若しくは傷病名特定等のため死亡時画像診断を必要と認める場合は、検視官の了解を得たうえで実施すること。

##### (2) 実施所属は、別記様式 1 「死亡時画像診断実施伺」を作成し、所属長の承認を受けたうえで実施すること。

死亡時画像診断終了後、実施所属において別記様式 2 若しくは様式 2-1 「死亡時画像診断実施報告書」を作成するとともに実施医療機関等に対し、別記様式 3 「死亡時画像診断実施請求書」の作成を依頼し、これを受領し、すみやかに担当所属長（代行検視の場合は鑑識課長、代行検視以外の場合は捜査第一課長）まで送付すること。

#### 5 実施上の留意事項

##### (1) 治療行為の一環として行った画像診断は、本支出の対象外である。

- (2) 搬送された病院に到着時、医療行為として既に実施されていた場合や、遺族が死亡時画像診断の費用を負担する場合は対象外とする。
- (3) 医療機関における各検査機器は、本来、生体の検査のために使用することを前提としており、腐敗・損傷死体はもとより一般死体であってもその受け入れを拒否される可能性もあるため、平素から関係機関等との協力関係の構築に努めること。
- (4) 医療機関等に対する画像診断の要請については、事後の紛議を防止するため、可能な限り文書により行い、これができない時は、医師若しくはこれに代わる者に対し、公費負担で実施する旨を明確に伝えること。

## 第2 画像等が記録された電磁的記録媒体の保管等について

### 1 外部記録媒体への記録及び提出依頼

調査法に基づき、公費負担制度を利用して死亡時画像診断を委託した場合は、画像等を電磁的記録媒体に記録し、その電磁的記録媒体を警察に提出してもらうように、医療機関等に依頼すること。

調査法によらない場合で、公費負担制度を利用して死亡時画像診断を委託した場合であっても、捜査主任官等が、画像等が記録された電磁的記録媒体を今後の捜査のために必要と認めた場合、前記同様に医療機関等に提出等の依頼を行うこと。

なお、やむを得ない事情により、警察において保管することが出来ない場合は、委託先病院等に保管を委託することとしても差し支えないが、その場合には、死体調査において遺族等から求めがあった際に、確実かつ速やかにその求めに応じができる体制を構築しておくこと。

### 2 外部記録媒体等の受領

調査法に基づき、死亡時画像診断を実施した医療機関等に委託した画像等を記録した電磁的記録媒体は、原則として、書ききり型外部記録媒体に電磁的記録で保存してもらい、当該電磁的記録媒体を委託先医療機関等から受領すること。

また、調査法によらない場合であっても、必要に応じ、前記同様に行うこと。

なお、電磁的記録媒体で受領することができない場合には、当該画像が記録されたフィルムを受領すること。

### 3 電磁的記録媒体等の保管及び送付等

- (1) 上記第2－2で受領した電磁的記録媒体等については、「犯罪捜査の過程で収集した電磁的記録媒体の保管・管理要領について」（平成31年1月7日付け香刑企第3号）に準じた保管・管理を徹底すること。

なお、管理簿の記載方法については、（参考）別記様式第1号「電磁的記録媒体管理簿（記載例）」（以下「管理簿」という。）を参照し、保管方法は、署情に応じた適切な保管・管理に努めること。

- (2) 遺族等に対する再説明を行う場合は、原本である電磁的記録媒体等を複写して同一のものを作成し、必要に応じて交付すること。この場合において、管理簿の備考欄に必要事項を簡記しておくこと。
- (3) 電磁的記録媒体等は、庁舎外へ持ち出さないこと。ただし、捜査幹部がやむを得ない理由であると判断したときは、管理簿の備考欄に必要事項を簡記するとともに、「捜査資料の管理の徹底について」（平成29年12月14日付け香刑企第451号）に基づき、捜査資料等持出承認簿に記載の上、持ち出すこと。
- (4) 捜査幹部は、管理簿に登載した電磁的記録媒体等が、保存満了期間を過ぎるなど管理外と判断された場合は、情報が復元不可能な方法により廃棄し、管理簿から削除すること。

また、代行検視及び検証等において受領・保管した電磁的記録媒体等は、関係記録を検察庁へ送付又は送致する際に、当該電磁的記録媒体等も併せて送付等すること。